

第 2 1 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 7 年 2 月 2 8 日（金曜日） 開始 1 5 : 0 0 終了 1 7 : 0 0

会 場 串間市役所 3 階大会議室

出席農業委員 1 3 名

1 番（会長）	原田 俊一	6 番	牧野 菜那	1 4 番	松本 壽利	2 5 番	廣見 安彦
2 番（会長代理）	奥村 千扶子	1 1 番	安永 博行	1 9 番	松田 富夫	（4 番欠番）	
3 番	田中 達成	1 2 番	野邊 康德	2 0 番	島田 正弘		
5 番	森 通弘	1 3 番	堀口 宗幸	2 3 番	上村 眞司		

欠席農業委員 0 名

出席推進委員 1 3 名

7 番	谷口 昭	1 5 番	川崎 博樹	2 1 番	中嶋 悦雄	2 7 番	山口 浩幸
8 番	武田 秀俊	1 6 番	内田 浩輔	2 2 番	川崎 正博		
9 番	河野 良人	1 7 番	本川 理恵	2 4 番	石上 平八郎		
1 0 番	北原 裕紀	1 8 番	山口 広昭	2 6 番	川崎 竜雅		

欠席推進委員 0 名

議事録署名委員 1 2 番 野邊 康德 、 1 9 番 松田 富夫

議 事 日 程	第 1	報 告	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
	第 2	議案第 1 3 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 3	議案第 1 3 7 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
	第 4	議案第 1 3 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 5	議案第 1 3 9 号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第 6	議案第 1 4 0 号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
	第 7	議案第 1 4 1 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
	第 8	議案第 1 4 2 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）
	第 9	議案第 1 4 3 号	荒廃農地調査に伴う非農地判断について
	第 1 0	議案第 1 4 4 号	令和 6 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
	第 1 1	議案第 1 4 5 号	農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

出席事務局	5 名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一 調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平
議長（１番）	ただいまから、第２１回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席委員は、『農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１３名』でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
議長（１番）	議事録署名委員の指名 本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 １２番 野邊 康德 委員 １９番 松田 富夫 委員 をお願いします。
議長（１番）	審議に入ります前に、送付議案書の訂正並びに取下げがありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の訂正並びに取下げをお願いします。まず、議案第１４３号の一部取下げについて報告いたします。 議案書の５４ページをお開きください。議案第１４３号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、都井地区の整理番号５５番と５６番の２筆の取下げをお願いします。取下理由につきましては、この２筆の農振区分が農振農用地であるものを、誤って農振地域として整理しておりました。次に、訂正につきましても同じく議案第１４３号になります。正誤表を配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりであります。
議長（１番）	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について それでは議案審議に入ります。

議長（１番）	まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は９件でございます。内容といたしましては、農地売却、農地贈与、耕作者変更による解約が理由となっております。お目通しいただきたいと思ひます。以上でございます。
議長（１番）	議案第１３６号：農地法第３条の規定による許可申請について 次に議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番から７番の７件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請は、申請番号１番から７番の所有権移転に関する７件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請７件は、４ページにあります農地法第３条第２項第１号・第３号・第４号・第５号・第６号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまひます。皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１８番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１８番委員	議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の所有権移転に関する１件でございます。１番につきましては、渡人は非農家で管理できないため現耕作者である受人と売買するものです。申請地の田には飼料用稲を、畑には食用甘藷を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料用稲及び食用甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人が１５０日、妻と子が１５０日、臨時雇用として６人の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行ってけると考えまひます。また、申請地の周辺も飼料用稲及び食用甘藷の作付けがあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号１番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）	次に２番について、８番委員より説明をお願いします。
８番委員	議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号２番の所有権移転に関する１件でございます。２番につきましては、渡人は高齢で管理できないため現耕作者である受人と売買し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人世帯は、畜産農家で毎年飼料の作付けをしており、農業従事状況については、本人と母が３６５日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料が作付けしてあり、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号２番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（１番）	次に３番と４番と７番の３件について、７番委員より説明をお願いします。
７番委員	議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号３番と４番と７番の所有権移転に関する３件でございます。まず、申請番号３番と４番の２件は受人が同じでありますので一括して報告します。この２件につきましては、申請地で現在水稻を作付けしている受人の要望により渡人と売買するものです。受人世帯は、毎年水稻と食用甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人が１５０日と同じく妻と子が１５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。次に、申請番号７番については、渡人は高齢で管理できないため現耕作者である受人と売買し、受人は申請地に食用甘藷と飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年食用甘藷と飼料の作付けをしており、農業従事状況については、本人と両親が３００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付けしてあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号３番と４番と７番の所有権移転の３件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（１番）	次に５番について、１６番委員より説明をお願いします。
１６番委員	議案第１３６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号５番の所有権移転に関する１件でございます。この５番については、渡人は市外在住で管理できないため現耕作者である受人と

16番委員	売買し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が165日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料が作付けしてあり、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号5番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1番）	次に6番について、17番委員より説明をお願いします。
17番委員	議案第136号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号6番の所有権移転に関する1件でございます。この6番の申請地については、現在受人がハウスキンカンを栽培しており、渡人は市外在住で管理できないため受人と売買するものです。受人世帯は、毎年キンカンを栽培しており、農業従事状況については、本人が300日と両親も300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付けしてあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号6番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （なしの声）
議長（1番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号1番から7番の7件を決定してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長（1番）	異議なしということでありますので、議案第136号、申請番号1番から7番の7件は許可することに決定いたします。

議案第 1 3 7 号：農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（1 番）

次に議案第 1 3 7 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番の 1 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 3 7 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番の 1 件であります。まず、申請番号 1 番の農振区分は農振農用地でありましたが、令和 7 年 2 月 2 7 日に農振除外の手続きが完了しておりますので、現在の地種は第 2 種農地となります。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 1 件は、1 0 ページにあります農地法第 4 条第 6 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

3 番委員

議案第 1 3 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の 1 件でございます。1 番については、申請人は市外在住で申請地を管理できないため、杉を植林し今後は山林として管理したく申請されたものです。申請地図面の 1 ページから 4 ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われまます。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なし の 声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号 1 番の 1 件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 3 7 号、申請番号 1 番の 1 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第 1 3 8 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 (1 番)

次に議案第 1 3 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番の 3 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 3 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番から 3 番の 3 件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 3 件は、1 2 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 番委員

議案第 1 3 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。1 番については、受人は借家住まいであります。子供が生まれるため申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の 5 ページから 9 ページをご覧ください。申請地の北側と南側は宅地、西側は道路、東側は宅地と一部農地がありますが、申請地より高い位置にあり周囲にブロック塀を設置するため、土砂流出等の影響はないと考えます。また、生活雑排水は浄化槽を通じて市道側溝に流し、雨水については自然浸透及び市道側溝へ流す計画であるため問題ありません。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1 番)

次に 2 番と 3 番の 2 件について、1 1 番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員	議案第 1 3 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番と 3 番の所有権移転に関する 2 件でございますが、この 2 件は受人並びに転用目的が同じでありますので一括して報告します。この 2 件の申請地は耕作不便で渡人が管理できず、知人である受人が杉を植林し今後は山林として管理したく申請されたものです。申請地図面の 1 1 ページから 1 5 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 2 番と 3 番の 2 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （ なしの声 ）
議長（1 番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号 1 番から 3 番の 3 件を決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（1 番）	異議なしということでありますので、議案第 1 3 8 号、申請番号 1 番から 3 番の 3 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。
議長（1 番）	市長部局提案 次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。
事務局	令和 7 年 2 月分につきましては、串間市長より令和 7 年 2 月 1 4 日付で、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。 内容につきましては、議案第 1 3 9 号、所有権移転が 9 件、面積が 2 5, 5 2 3 m²、議案第 1 4 0 号、利用権設定が 1 0 件、面積が 2 6, 1 8 8 m²でございます。以上でございます。

議長（１番）	それではただいまから市の提案について審議に入ります。
議長（１番）	議案第１３９号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転） 議案第１３９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番から９番の９件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１３９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は申請番号１番から９番の９件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請９件は、１６ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番・２番・３番・５番・８番・９番の６件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
７番委員	議案第１３９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番・２番・３番・５番・８番・９番の６件を報告します。この６件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長（１番）	次に４番について、８番委員より説明をお願いします。
８番委員	議案第１３９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号４番の１件を報告します。４番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長（１番）	次に６番について、１６番委員より説明をお願いします。

16番委員	議案第139号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号6番の1件を報告します。6番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1番）	次に7番について、18番委員より説明をお願いします。
18番委員	議案第139号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号7番の1件を報告します。7番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（なしの声）
議長（1番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号1番から9番の9件を承認してよろしいでしょうか。
	（異議なしの声）
議長（1番）	異議なしということですので、議案第139号、申請番号1番から9番の9件は承認し、市へ通知いたします。
議長（1番）	議案第140号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 議案第140号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ですが、当該議案に14番委員と27番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

議長（１番）	暫時休憩します。 （ １４番委員、２７番委員 退室 ）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは議案第１４０号は、申請番号１番から１０番の１０件であります。先に１番と１０番の２件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号１番から１０番の１０件であります。先に１番と１０番の２件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、１６ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１８番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１８番委員	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に１０番について、２５番委員より説明をお願いします。
２５番委員	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１０番の１件を報告します。１０番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （ なしの声 ）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と１０番の２件を承認してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１４０号、申請番号１番と１０番の２件は承認し、市へ通知いたします。暫時休憩します。 （ １４番委員、２７番委員 入室 ）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、申請番号２番から９番の８件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号２番から９番の８件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請８件は、１６ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、８番委員より申請番号２番と３番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
８番委員	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２番と３番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項

8 番委員	各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1 番）	次に4 番について、1 5 番委員より説明をお願いします。
1 5 番委員	議案第1 4 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号4 番の1 件を報告します。4 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1 番）	次に5 番について、1 8 番委員より説明をお願いします。
1 8 番委員	議案第1 4 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号5 番の1 件を報告します。5 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1 番）	次に6 番と7 番の2 件について、2 2 番委員より説明をお願いします。
2 2 番委員	議案第1 4 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号6 番と7 番の2 件を報告します。この2 件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（1 番）	次に8 番について、2 1 番委員より説明をお願いします。
2 1 番委員	議案第1 4 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号8 番の1 件を報告します。8 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長（１番）	次に９番について、２４番委員より説明をお願いします。
２４番委員	議案第１４０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号９番の１件を報告します。９番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号２番から９番の８件を承認してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということですので、議案第１４０号、申請番号２番から９番の８件は承認し、市へ通知いたします。
議長（１番）	議案第１４１号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分） 次に議案第１４１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・新規分、申請番号１番から６番の６件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番から６番の６件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請６件は、２６ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

事務局	以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１４１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番から３番の３件を報告します。この３件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。
議長（１番）	次に４番から６番の３件について、９番委員より説明をお願いします。
９番委員	議案第１４１号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号４番から６番の３件を報告します。この３件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から６番の６件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

議長（１番）	異議なしということですので、議案第１４１号、申請番号１番から６番の６件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
議長（１番）	議案第１４２号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分） 次に議案第１４２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・再配分、申請番号１番から３番の３件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号１番から３番の３件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請３件は、２６ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１４２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号１番と２番の２件を報告します。この２件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長（１番）	次に３番について、２１番委員より説明をお願いします。
２１番委員	議案第１４２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号３番の１件を報告します。３番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から３番の３件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１４２号、申請番号１番から３番の３件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
議長（１番）	議案第１４３号：荒廃農地調査に伴う非農地判断について 次に議案第１４３号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、取下げのあった都井地区分の５５番・５６番の２筆を除く、各地区合計の２７１筆を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４３号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について説明します。提案理由につきましては、平成２１年１２月１５日施行の改正農地法により、農林水産省令で定める基準に従い農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断を、平成２９年３月３０日に制定しました串間市農業委員会非農地判断基準に照らし合わせたうえで、本会で判断したいので審議を求めるものでございます。候補地につきましては、令和６年１１月２９日に各地区委員会で確認していただきました「再生困難な農地（Ｂ分類）」のうち、山林原野に囲まれて一団化しているなど、農地に復元するために物理的な条件整備が著しく困難であると判断された農地と、令和７年１月に各地区で現地調査を経て周囲に営農継続可能な農地と面的に分断が可能と判断された農地、福島地区６２筆、大東地区８２筆、本城地区１１筆、都井地区５８筆、市木地区５８筆、合計２７１筆でございます。次に、串間市農業委員会非農地判断基準で「非農地判断の対象とならない農地」として定めてあります関係法令確認事項の農業者年金経営移譲対象農地（特定処分対象農地）、贈与税及び相続税の納税猶予対象農地、無断転用農地、使用収益権が設定されている農地と農振農用地区域内の農地は対象外としています。

事務局

次に、現況が山林で「人工的に植林された農地」に該当する場合は「非農地判断の対象とする農地」として、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難である場合を適用したため、候補地として提案しています。次に、「非農地判断の対象とならない農地」の内、国庫補助等を活用し基盤整備事業等を行った、または行う予定がある農地に関して、関係機関であります、串間市農業振興課、串間市農地水産林政課、宮崎県農業協同組合はまゆう地区本部、串間市大東地区本部、宮崎県農業共済組合南那珂センター、南那珂農林振興局農政水産企画課に対して照会を依頼した結果、各地区から提出された271筆に関しまして、事業実施または予定がないため影響はないとの回答を頂いております。したがいまして、非農地判断確認事項において、今回の271筆につきましては、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
それでは、各地区委員会からの意見聴取を行います。
まず、福島地区の62筆について、3番委員より説明をお願いします。

3番委員

議案第143号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、福島地区の62筆・合計面積41,046㎡について説明します。令和7年1月31日に福島地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため、「農地法の運用について：第4の（4）のア」に規定されている、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地を復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しています。次に、1番から4番の北側と、51番から62番の西側には営農継続が可能な農地があるため、令和7年1月10日に地区委員会で現地調査を行いました。1番から4番の4筆は、北側の農地よりも高く、高低差があり分断していると判断できること、51番から62番の12筆は周囲の山林と一体化し、西側の農地とは農道・水路等で分断できると判断しました。したがいまして、今回の62筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に大東地区の82筆について、11番委員より説明をお願いします。

11番委員

議案第143号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、大東地区の82筆・合計面積56,677㎡について説明します。令和7年1月31日に大東地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため、「農地法の運用について：第4の（4）のア」に該当しています。次に、35番から38番の4筆は、南側に営農継続が可能な農地があるため、令和7年1月14日に地区委員会で現地調査を行いました。農地と非農地判断農地の間に道路があるため、分断できると判断しました。したがいまして、今回の82筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考え

1 1 番委員	ます。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	次に本城地区の1 1 筆について、1 9 番委員より説明をお願いします。
1 9 番委員	議案第1 4 3 号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、本城地区の1 1 筆・合計面積9, 0 9 0 m ² について説明します。令和7年1月3 1 日に本城地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため、「農地法の運用について：第4の（4）のア」に該当しています。次に、1 番の1 筆は、令和7年1月2 8 日に地区委員会で現地調査を行いました。西側に農振農用地区域内の農地がありますが、進入路が一部確保されていないため、B 分類の荒廃農地として判定されており、今回の現地調査で解消されていないことを確認しました。したがって、今回の1 1 筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	次に都井地区の5 8 筆について、2 3 番委員より説明をお願いします。
2 3 番委員	議案第1 4 3 号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、都井地区の取下げのあった5 5 番・5 6 番の2 筆を除く、5 8 筆・合計面積3 5, 4 6 6 m ² について説明します。令和7年1月3 1 日に都井地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は原野であるため、「農地法の運用について：第4の（4）のア」に該当しています。次に、5 3 番・5 4 番、5 7 番から6 0 番の6 筆は、令和7年1月1 5 日に地区委員会で現地調査を行いました。北側の農地よりも低く、高低差があり分断していると判断しました。したがって、今回の5 8 筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	次に市木地区の5 8 筆について、2 5 番委員より説明をお願いします。
2 5 番委員	議案第1 4 3 号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、市木地区の5 8 筆・合計面積4 5, 1 0 5 m ² について説明します。令和7年1月3 1 日に市木地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林・原野であるため、「農地法の運用について：第4の（4）のア」に該当しています。次に、3 0 番から4 5 番の1 6 筆は、令和7年1月7 日に地区委員会で現地調査を行いました。山水が該当地へ流れ込むため、年中湿田化しており、解消作業及び耕作継続はできないと判断したため、非農地とすることは妥当であると、意見が一致しました。したがって、今回の5 8 筆は、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 各地区合計２７１筆について、他に意見はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 今回提案した取下げ２筆を除く合計２７１筆について、各委員から報告のあったとおり現況が山林及び原野であることから、農地法第２条第１項に定義されている「耕作の目的に供される土地」に該当しないため、非農地と判断することに決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということですので、議案第１４３号で審議しました合計２７１筆は非農地とすることに決定し、所有者及び土地管理者へ非農地決定通知書を発行します。また、宮崎地方法務局・日南支局、串間市税務課、南那珂森林組合へ通知するとともに、今回照会を行った関係機関へも併せて通知します。 暫時休憩します。 （ 追加議案配布 ）
議長（１番）	議案第１４４号：（追加議案）農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について 休憩前に引き続き、会議を開きます。 ただいま事務局より配布されました、追加議案第１４４号、令和６年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について、議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４４号、令和６年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について、説明いたします。 提案理由につきましては、２月１２日に開催しました農業者との意見交換会で出された意見並びに各委員より提出された農地等利用最適化推進施策に関する意見を取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律第３８条第１項に基づき、農地等利用最適化推進施策について意見書を串間市に提出するものであります。意見内容については、別紙、意見書に基づき説明いたします。

事務局

（ 意見書説明 ）
説明は以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま提案された議案について、意見があれば出して下さい。

（ なしの声 ）

議長（１番）

それではお諮りいたします。
令和６年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、内容のとおり意見書を串間市へ提出してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１４４号、令和６年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を内容のとおり提出することに決定いたします。
また、意見書は島田市長へ３月１３日（木曜日）に、私と会長代理で提出いたします。

議案第１４５号：（追加議案）農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

議長（１番）

次に追加議案第１４５号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて、議案といたします。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１４５号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて、説明いたします。提案理由につきましては、農業委員会の事務局職員は、農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定に基づき、農業委員会が任免することとされています。しかし、市当局との日程の都合上、臨時総会を開催しての任免を農業委員会として行うことができないため、農業委員会の事務局職員の異動の協議がある場合の任免、また新たに、「串間市職員の懲戒処分の基準」に該当する事案が発生した場合、串間市職員の分限及び懲戒審査委員会において、「免職・停職・減給」を除く「戒告」以下の結果が通知された場合の処分について会長に一任することを提案いたします。内容につきましては、農業委員会事務局職員の任免については、令和７年３月１日から令和８年２月２８日の期間、農業委員会として会長にその任免等を一任し、事後総会で報告するものです。

事務局

説明は以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

（　なしの声　）

議長（１番）

ないようですので、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免については、市当局より異動に関する協議が令和７年３月１日から令和８年２月２８日の期間になされた場合、会長職に任免等を一任することを、決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

議長（１番）

異議なしということですので議案第１４５号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについては、会長職に任免等を一任することを決定いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第２１回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和 7 年 2 月 2 8 日

1 番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

1 2 番 野邊 康德

1 9 番 松田 富夫